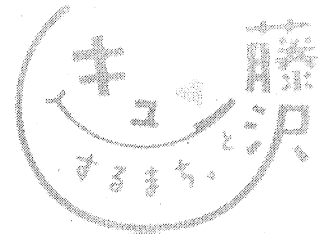


展示会出展支援補助金 Q&A



【補助対象等】

Q1 補助対象となる業種は。

A1 本事業は、本市の地域経済の好循環を生み出すために、主に地域外を市場とする「域外市場型産業」（地域外からお金を稼ぐ産業）への支援を目的としており、その代表格である製造業を中心に、市外・海外に販路を拡大しようとする情報通信業や建設業及びそれらの関連産業も対象とします。

Q2 補助対象者となる「中小企業」は何を基準に判断すればよいか。

A2 中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業が対象です。卸売業・小売業・サービス業を除く「製造業その他」の業種では、「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人」を中小企業と定義しています。

Q3 補助対象展示会となる国内・海外の展示会とは。

A3 東京国際展示場（東京ビッグサイト）や東京国際フォーラムなど、国内・海外の多くの展示場（コンベンションセンター等）で、平成29年度末までに開催される展示会、見本市、博覧会等が対象です。国内で開催される基本出展料が1小間あたり20万円（税込）未満であるものや、市内で開催されるもの、販売が主目的である即売会・物産展や特定の団体の内部的な小規模見本市等については対象外です。

Q4 補助対象経費となる出展料（小間代等）とは。

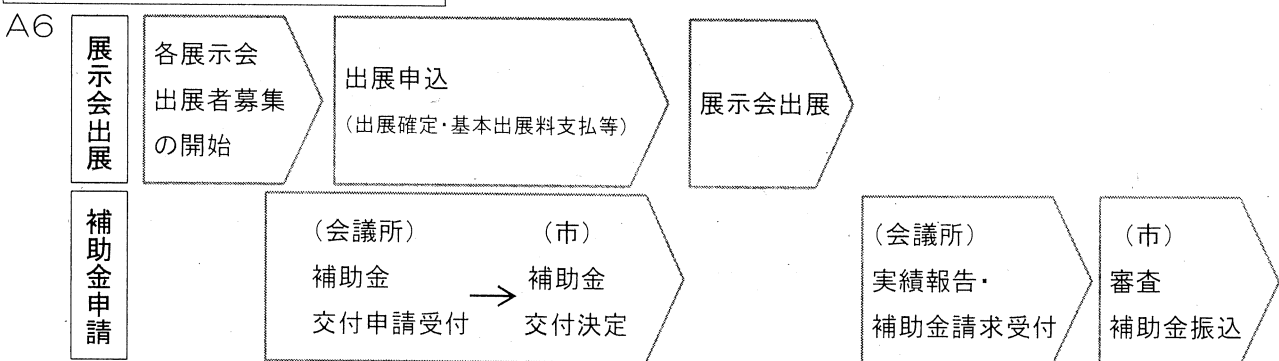
A4 小間料金（ブース料金・会場使用料）が補助対象経費ですが、小間料金を中心とした定額の出展料（以下、「基本出展料」という。）に含まれる、基礎小間設備やDM費用等も補助対象経費です。定額の基本出展料に含まれない展示装飾代、オプション備品代、電気使用料、回線使用料、展示品等製作費、運搬費、旅費（渡航費）、宿泊費、保険料などは、すべて対象外です。

Q5 補助率1/2、上限15万円の計算方法は。

A5 補助金の額は、基本出展料の2分の1の額（算出した額に千円未満の端数があるときは端数を切り捨てた額）です。補助金の額の上限は15万円で、助成回数は、年度内1回限りです。また、補助対象経費を外貨で支払った場合は、支払日のレートに基づき日本円に換算した額です。

【補助金申請の受付】

Q6 補助金申請手続きの流れは。



※補助金交付申請は、必ず展示会出展前に行う必要があります。（出展中・出展後の申請は不可）

※補助金交付申請は、各展示会等の出展者募集が開始された日から受付を行います。

Q7 申請書はどこで入手できるか。また、郵送での申請はできるか。

A7 申請書は、藤沢商工会議所、藤沢市産業労働課などで配布しています。藤沢商工会議所のホームページからもダウンロードできます。申請受付は、藤沢商工会議所窓口で行います。受付時に条件を満たしているかの確認等を行いますので郵送での受付は行いません。